西東京市公共工事の前払金及び中間前払金取扱要綱

目次

第1章 通則 (第1)

第2章 前払金(第2-第14)

第3章 中間前払金(第15-第19)

附則

第1章 通則

第1 通則

西東京市契約事務規則(平成13年西東京市規則第58号。以下「規則」という。) 第53条による公共工事の前払金及び第53条の2による中間前払金に関する事務の 取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2章 前払金

第2 前金払いの対象

規則第53条第1項に規定する前金払いの対象は、契約金額が50万円以上の土木工 事、建築工事及び設備工事並びにこれらの工事の設計、調査及び測量(以下「公 共工事」という。)とする。

第3 前金払いの率及び最高限度額

規則第53条第1項に規定する前金払いの率は、次の各号に掲げる区分に応じ、前払いをすることができる。ただし、前払金の最高限度額は、1件の契約金額につき1億円を限度とする。

- (1) 土木工事、建築工事及び設備工事(以下「土木等工事」という。) は、契約金額の4割を超えない範囲内とする。
- (2) 土木等工事の設計、調査及び測量は、契約金額の3割を超えない範囲とする。
- 2 継続費支弁の2年以上にわたる契約における前金払いは、当該契約に基づく各年度の年割額に応じた出来高予定額に対してすることができる。
- 3 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における前金払いは、当該契約の締結の当 初における契約金額に対してすることができる。
- 4 債務負担行為に基づく2年以上にわたる契約における前金払いは、当該契約に基づく各年度ごとの債務負担行為の年割額に応じた出来高予定額に対してすることができる。
- 5 第2項及び前項の出来高予定額に対する各年度ごとの前払金の額は、次に掲げる 区分によるものとする。
 - (1) 契約を締結した年度(以下「初年度」という。)の場合 当該年度の出来高 予定額を第1項の契約金額とみなして、同項の規定により算出して得た額
 - (2) 契約を締結した次年度以降の場合 初年度から当該年度までの出来高予定額 の合計額を第1項の契約金額とみなして、同項の規定により算出して得た額から、当該年度の前年度までに支払った前払金の合計額を差し引いた額

第4 前金払いの制限

規則第53条第1項の規定により前金払いをすることができる公共工事であっても、 次に掲げるものについては、前払金を支払わない。ただし、市長が特に必要と認 める場合は、前払金の全部又は一部を支払うことができる。

- (1) 契約期間が60日未満の公共工事
- (2) 材料を支給する土木等工事で、契約金額(落札金額)に支給材料の額を加えた額の4割以上の材料を支給するもの
- 2 前項に定めるもののほか、市長が、予算執行上の都合その他やむを得ない理由が あると認めるとき、又は前金払いの必要がないと認めるときは、前払金の全部又は 一部を支払わないものとする。

第5 前払金の端数整理

前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てるものとする。

第6 前金払いの対象、率等の明示

公共工事、前金払いの率等については、入札条件又は見積り条件として、あらか じめ入札参加者等に対して、これを明示するものとする。

第7 前払金に関する特約条項

前払金を支払う公共工事の請負契約には、次に掲げる事項を前払金に関する特約として付するものとする。

- (1) 所定の金額を限度として前払金を支払うこと。
- (2) 前払金の請求手続に関すること。
- (3) 契約金額の変更に伴う前払金の追加又は返還に関すること。
- (4) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「法」という。)第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)の変更に関すること。
- (5) 前払金を支払った場合における規則第54条及び第55条に規定する部分払い (以下「部分払い」という。)の限度額に関すること。
- (6) 前払金の使途制限に関すること。
- (7) 保証契約が解約された場合における前払金の返還に関すること。

第8 前払金の請求手続

前払金の請求は、契約締結後に契約の相手方が法第2条第4項に規定する保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を市長に提出した上で行うものとする。 2 市長が前払金の請求を受けたときは、遅滞なく、これを支払うものとする。

第9 契約金額の変更に伴う前払金の追加又は返還

規則第53条第3項の規定により前払金を追加し、又は返還させる場合における前払金の額は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、前払金を追加する場合においても前払金の合計額は、1億円を超えることができないものとする。

(1) 契約金額を増額した場合 契約金額の増額後の額に第3第1項各号に定める前

払金の率を乗じて得た額から支払済みの前払金の額を差し引いた額

- (2) 契約金額を減額した場合 支払済みの前払金の額から契約金額の減額後の額に 第3第1項各号に定める前払金の率を乗じて得た額を差し引いた額
- 2 規則第53条第3項の規定により市長が前払金を追加するときは、当該契約を変更した日以降、第10により保証契約の変更後の保証証書を市長に提出させた上で、 契約の相手方の請求により行うものとする。
- 3 規則第53条第3項の規定により前払金を返還させるときは、当該契約を変更した 日から市長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、契約 の相手方が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から 返還の日までの日数に応じ、未返還額に契約締結日における政府契約の支払遅延 防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条に定める率を乗じて得た額 (100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数金額又は その全額を切り捨てる。)を遅延利息として徴収するものとする。
- 4 規則第53条第3項に規定する場合において、残工期が30日未満のときその他市長が必要でないと認めるときは、前払金を追加せず、又は返還させないことができる。

第10 保証契約の変更

規則第53条第3項の規定により前払金を追加しようとするときは、契約の相手方に保証契約を変更させ、その変更後の保証証書を市長に提出させるものとする。

- 2 既定の工期が延長された場合は、市長が保証契約を変更させる必要がないと認めた場合を除き、前項と同様とする。
- 3 規則第53条第3項の規定により前払金を返還させる場合及び既定の工期が短縮された場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を市長に提出させるものとする。

第11 前払金の使途制限

前払金は、当該前払金に係る公共工事に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

第12 前払金の返還

前払金の支払を受けた者が、第9によるもののほか次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、既に支払った前払金を返還させるものとする。

- (1) 保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。
- (2) 市との間の公共工事に係る契約が解除されたとき。
- (3) 前払金を当該前払金に係る公共工事に必要な経費以外の経費の支払に充てたとき。
- 2 前項の規定により前払金を返還させる場合において、当該公共工事の既済部分が あるときは、既に支払った前払金の額から当該公共工事の既済部分の代価に相当 する額を差し引いた額を返還させるものとする。
- 3 第1項の規定により前払金を返還させる場合には、第9第3項後段の規定を準用

する。

第13 債務負担行為による土木等工事の特例

債務負担行為による土木等工事であって、市長が必要と認めるときは、第3第5項の規定にかかわらず、初年度に支払うべき前払金の額に、翌年度に支払うべき前払金の額を加えた額を初年度に支払うことができるものとする。

- 2 前項の規定を適用するに当たっては、初年度に翌年度の前払金を含めて支払を行 う旨を設計図書に定めなければならない。
- 3 債務負担行為による土木等工事であって、市長が必要と認めるときは、第4第2 項により前払金の全部又は一部を支払うことができなかった場合においても、翌 年度開始後に前払金を支払うことができるものとする。

第14 前払金を支払った場合の部分払いの限度額

前払金を支払った公共工事について部分払いをするときは、規則第55条第2項の 規定に基づき、次により計算して得た額を支払うものとする。

部分払い金額=既済部分の代価× (9/10-前払金の額/契約金額)

第3章 中間前払金

第15 中間前金払いの対象

規則第53条の2第1項に規定する中間前金払いの対象は、規則第53条第1項の 規定により前金払いをした工事等(土木工事、建築工事及び設備工事に限る。) のうち、次の各号に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該 工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 2 第3第2項又は第4項に該当する契約については、前項第1号及び第2号中「工期」とあるのは「工期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、当該会計年度の工事実施期間)」と、同項第2号及び第3号中「当該工事」とあるのは「当該会計年度の工事」と、同項第3号中「請負代金」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えるものとする。

第16 中間前金払いの率及び最高限度額

中間前金払いの率は、契約金額の2割とする。ただし、中間前払金の最高限度額は、1件の契約につき5,000万円とする。

第17 中間前払金の認定

中間前払金は、第15第1項各号に掲げる要件を全て満たしていると認められる場合において支払うものとする。

2 市長は、前項に規定する要件を満たしていることの認定について、契約の相手方から中間前払金認定請求書による請求があった場合は、直ちに調査を行わなければならない。

3 前項の調査は、工事に関する事項を主管する課の課長(以下「工事主管課長」という。)が行うものとし、工事主管課長は、中間前払金認定請求書に記載された履行状況により第1項に定める要件を満たすものであるかどうか確認を行い、当該確認の結果、要件を具備していると認めるときは、中間前払金認定書を作成の上、契約の相手方に交付しなければならない。

第18 中間前払金の請求

第17第3項の規定により中間前払金認定書の交付を受けた契約の相手方が中間 前払金の支払の請求を行う場合は、請求書に中間前払金に関する保証証明書を添 付させるものとする。

2 市長は、中間前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。 第19 準用

第3第2項、第4項及び第5項並びに第4から第14までの規定は、中間前金払いについて準用する。この場合において、第4第1項各号列記以外の部分中「規則第53条第1項」とあるのは「規則第53条の2」と、第9第1項中「規則第53条第3項」とあるのは「規則第53条の2第2項の規定により準用する第53条第3項」と、「1億円」とあるのは「5,000万円」と、同項第1号及び第2号中「第3第1項各号に定める前払金の率」とあるのは「第16に定める中間前払金の率」と、第9第2項から第4項までの規定及び第10(第2項を除く。)中「規則第53条第3項」とあるのは「規則第53条の2第2項の規定により準用する第53条第3項」と、第14の式中「前払金の額」とあるのは「(前払金の額及び中間前払金の額の合計)」と読み替えるものとする。

附則

この要綱は、平成13年1月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年5月26日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、西東京市契約事務規則の一部を改正する規則(平成18年西東京市規則第39号)による改正前の西東京市契約事務規則(平成13年西東京市規則第58号)の規定に基づいてなされた契約金額が50万円以上の土木工事、建築工事及び設備工事並びにこれらの工事の設計、調査及び測量に係る契約の前払金及び前金払いに関する事務の取扱い等については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の西東京市公共工事の前払金及び中間前払金取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に手続きを開始する契約について適用し、同日前に手続きを開始し、引き続き継続している契約については、なお従前の例による。